

SPARKS・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート (基準日: 2023年8月31日現在)

【運用実績】※1

参考指数: TOPIX (配当込み)

	過去1ヶ月間	過去3ヶ月間	過去6ヶ月間	過去1年間	過去3年間	設定来
ファンド	-0.08 %	8.51 %	21.22 %	19.82 %	25.54 %	41.72 %
参考指数	0.43 %	9.63 %	18.64 %	22.04 %	54.92 %	62.02 %

基準価額	14,172 円
換金価額	14,172 円
純資産総額	47.75 億円

note

<https://note.sparx.co.jp/>

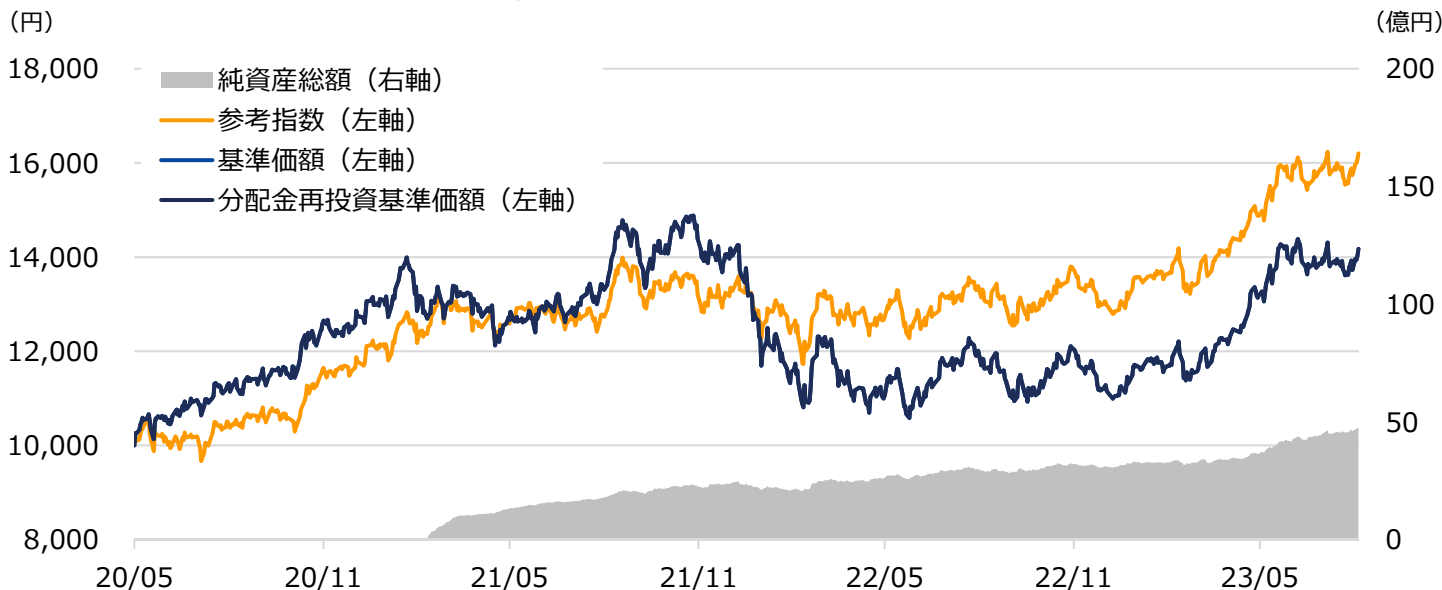

直近の分配実績 (1万口当たり、税引前)		
第1期	21/05/25	0 円
第2期	22/05/25	0 円
第3期	23/05/25	0 円
設定来累計		0 円

独立系投資会社SPARKS・アセット・マネジメントの公式noteです。
「もっといい投資をしよう!」を合言葉に、投資への思いを語ります。

【基準価額・純資産総額の推移】※2

期間: 設定日前営業日 (2020年5月27日) ~ 2023年8月31日

※ 設定日前営業日 (2020年5月27日現在) を10,000として指数化しています。



(※1) ■表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。■ファンド、参考指数の過去のパフォーマンスは月末値により算出しています。決算期に収益分配があった場合のファンドのパフォーマンスは、税引前の分配金を再投資することにより算出される収益率です。従って実際の投資家利回りとは異なります。■当資料では基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。(※2) ■基準価額は、信託報酬等控除後の価額です。■分配金再投資基準価額は、当該ファンドの信託報酬等控除後の価額を用い、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。(※1、※2) ■当ファンドにベンチマークはありません。参考指数は「TOPIX (配当込み)」です。■過去の実績は将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■当資料は販売用資料としてSPARKS・アセット・マネジメント株式会社 (以下当社) が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書 (交付目論見書) をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。■当ファンドに関する投資信託説明書 (交付目論見書) のご請求、お問合せは販売会社まで。

SPARKS・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート（基準日：2023年8月31日現在）

【資産別構成】※3

資産	比率
■ 株式	98.1 %
■ 投資信託証券	0.0 %
■ その他証券	0.0 %
■ 現金その他	1.9 %



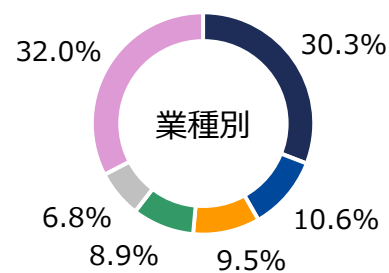
【株式：市場別構成】※3

市場	比率
■ プライム市場	98.1 %
■ スタンダード市場	0.0 %
■ グロース市場	0.0 %
■ その他市場	0.0 %



【株式：業種別構成】※3

業種	比率
■ 電気機器	30.3 %
■ 小売業	10.6 %
■ 保険業	9.5 %
■ 卸売業	8.9 %
■ 化学	6.8 %
■ その他	32.0 %



【組入上位5銘柄】※3

銘柄総数：26銘柄

	銘柄	比率	市場	業種
1	日立製作所	9.6 %	プライム	電気機器
2	ソニーグループ	8.2 %	プライム	電気機器
3	三菱商事	7.8 %	プライム	卸売業
4	セブン&アイ・ホールディングス	6.9 %	プライム	小売業
5	ロート製薬	5.7 %	プライム	医薬品

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限の例外」を適用して特化型運用を行います。そのため、一般のファンドにおいては、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率として10%を上限として運用を行うところを、当ファンドにおいては、35%を上限として運用を行います。

（※3） ■表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。 ■上記は当ファンドが投資するマザーファンドに関する情報です。 ■「比率」は、当ファンドが投資するマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

■当資料は販売用資料としてSPARKS・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。 ■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。 ■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。 ■投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。 ■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。 ■当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。 ■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。 ■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。 ■当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問合せは販売会社まで。



スパークス・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート（基準日：2023年8月31日現在）

株式市場の状況

2023年8月、日本株式市場の代表指数であるTOPIX（配当込み）は前月末比0.43%の上昇となりました。

当月の日本株式市場は、大手格付け会社フィッチ・レーティングス社（米国）による米国債の格下げを背景とした米国株安の流れを受け、下落から始まりました。月半ばは、中国の軟調な経済指標（消費者物価指数など）や、中国不動産開発大手の米国破産法の申請が嫌気され、下げ幅を広げました。月後半は、中国の追加利下げが好感されたほか、ジャクソンホール会議においてさらなる利上げへの懸念が後退したことで値を戻す展開となり、最終的に前月末を上回る水準で月を終えました。

ファンドの運用状況

当ファンドのパフォーマンスは、前月末比0.08%の下落となり、参考指数の同0.43%の上昇を0.51%下回りました。

当月のプラス貢献銘柄はロート製薬、日立製作所などでした。一方、マイナス影響銘柄は、ソニーグループ、オリンパスなどでした。

当ファンドでは、日本のメガ損保グループ3社全てに投資をしています。そこで、投資理由を改めて説明する前に、最近マスコミを賑わせている1) 企業向け火災保険（共同保険（複数の損害保険会社が共同して1つの保険契約を引き受ける方式））の価格調整疑惑と、2) (株)ビッグモーターの保険不正請求問題について当ファンドの考えを簡単に述べようと思います。

1) については、そもそも企業向け火災保険は業界全体で赤字が続いており、近年は保険料値上げで採算改善に努めているという事実があります。談合によって共同保険の価格を吊り上げ、大きな利益を生み出していれば話は別ですが、赤字解消という経営課題を踏まえると、本件によって収益改善努力がストップすることはないと考えます。保険ビジネスは、加入者が単独では負担しきれない損害リスクを、保険事業者が不特定多数の顧客の保険料を貯めておくことで、いざというときに経済的な補償をする役割を担っています。もし会社が黒字体質へ転換できなければ、損保業界全体のリスク引き受け能力の低下につながり、保険ビジネスがもつ社会的な存在意義が損なわれてしまいます。当ファンドでは火災保険料値上げの流れは大きく崩れないと考えています。

2) については、損保会社が(株)ビッグモーターと共謀して組織的な悪事を働いていたという可能性は低いと思われます。また、この問題が間接的に自動車保険全体の保険料を不当に吊り上げていたという疑惑については、不正対象となった車両数が僅少であると考えられることから杞憂に終わるとみています。

前述の件を受けて、損保会社の代理店に対するガバナンスや、疑惑発覚後の対応ぶり、および社内ガバナンス体制全般の不備を問う声が多いのは事実です。しかし、今後はより一層のガバナンス強化を進めるきっかけになればポジティブに捉えることができます。一時的な損保会社のイメージ低下はあるかも知れませんが、業績が大きく揺らぐことはないと考えます。

(投資対象としての損保ビジネスの魅力①：銀行業、資産運用会社との比較)

当ファンドでは保険業を魅力的なビジネスとして捉えています。損保事業の本質はリスクの引き受けです。保険会社は保険料を受け取る対価として、自動車事故や火災が起きたときに修理代などの損害費用を保険契約者に代わって負担します。契約時に保険料を受け取ってから、保険金を支払うまでの間、保険会社は保険料を運用することで収益を獲得します。また損害が発生しなかった場合や、実際に支払われる保険金が受け取った保険料を下回った場合、その差額は（事業経費を控除したうえで）保険会社の利益となります。このように保険業の収益源は主に運用収益と引受収益から成っています。

(次ページへ)

■当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■当資料は目的によらず、当社の許可なく複製・複写することを禁じます。■当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問合せは販売会社まで。



スパークス・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート（基準日：2023年8月31日現在）

広義の金融業には保険業の以外に、銀行業、資産運用業がありますが、いずれも外部資金を活用して収益をあげるビジネスモデルです。しかし、それぞれは異なる特徴をもっています。例えば銀行は、預金を集め、それを貸し出しにまわすことで利ざやを得ています。預金元本は預金者に帰属するので、銀行からみると預金を「借りている」ことになります。預金者に支払う利息は銀行業の「資金調達コスト」です。一方、保険会社は払い出す保険金が、受け取った保険料よりも多ければ、その差額が「資金調達コスト」に相当します。保険引受事業が黒字なら、それは資金調達コストがかかっていないどころか、「お金をもらって」保険契約者から資金調達していることになります。つまり銀行業と比較すると、黒字の引受事業を持つ保険会社のほうが魅力的だと考えます。

資産運用会社は顧客から資金を預かり、運用サービスの対価として手数料をもらうという意味では黒字の保険引受事業と似ています。しかし、資産運用会社が生み出す運用益は顧客に帰属するので、運用で獲得したリターンが保険会社のものになると大きく異なります。この点も、保険会社のほうが魅力的と考えます。即ち、保険引受において黒字計上をし、運用面で高いリターンを獲得できる保険会社は「いいビジネス」なのです。

（投資対象としての損保ビジネスの魅力②：生保ビジネスとの比較）

損保ビジネスと生保ビジネスの違いについてはどうでしょうか。生保ビジネスの魅力としては、引受事業から生み出される利益が損保に比べて安定している点が挙げられます。この利益の源泉は、生命保険料を算出する際に使用される想定死亡率と実際の死亡率の差分から発生するもので、損保ビジネスの損害発生率に比べて変動は小さく、また一般的に生命保険は契約期間が数十年に及び、想定される保険金額は契約当初に固定されているため、インフレが進んだ場合でも保険会社の負担が増すことはありません。これに対して、損害保険はインフレによる自動車修理コストの上昇などが支払保険金を押し上げてしまいます。

一方、生保ビジネスの難点としては長期金利が低迷している事業環境では高い資本収益性を享受しにくい点が挙げられます。この点、損害保険は保険契約期間が短期であるため、金利上昇局面では早いタイミングで運用収益の改善を見込めます。また後述するように、損保ビジネスは海外展開によって事業リスクの低減が図れるため、ひいては株式リスクプレミアムの低下が見込まれるというのも、当ファンドが生保ビジネスよりも損保ビジネスを選好する理由です。

（投資対象としての損保ビジネスの魅力③：銀行、生保会社よりも海外展開するメリットが大きい）

日本では人口減少が続いていることから、銀行、損保会社、生保会社各社とも海外進出に積極的です。なかでも損保会社はビジネスの特性上、海外展開が非常に理にかなっていると考えます。

日本の損保会社の国内引受事業は自動車保険と火災保険が大半を占めており、自然災害リスクは台風や地震に集中しています。ところが、海外は必ずしもこのような国ばかりではありません。特に世界最大市場の米国は保険分野も多岐にわたっており、自然災害向け保険だけでなく、D&O保険（役員等賠償責任保険）や、労働者災害補償保険、団体医療保険、サイバー保険などの特殊保険市場も大きく、日本の損保会社が現地進出や現地企業を買収することで引受リスクの分散が可能となります。株式投資の観点からいうと、ビジネスリスク分散・低減によって、株式リスクプレミアムの縮小が見込めるので、理論上は株価上昇要因になるのです。

（次ページへ）

■当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■当資料は目的によらず、当社の許可なく複製・複写することを禁じます。■当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問合せは販売会社まで。



スパークス・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート（基準日：2023年8月31日現在）

これに対して、日本のメガバンクも米国やアジアなどに注力していますが、貸出業務に大きな影響を与える金利動向はグローバルで連動する傾向があります。例えば、米国でインフレの高まりによって金利が上昇すると、ドル高をもたらします。これが他国において輸入物価の高騰を通じたインフレを引き起こすので、現地の金利にも上昇圧力がかかります。つまり海外展開をしても金利リスクの分散にはあまり寄与しないということです。

また生保ビジネスの場合は、最初から不特定多数の個人との契約が多いので、自国市場だけで十分なリスク分散が図れます。海外進出しても、想定死亡率は日本とあまり変わらないのでリスク分散にはなりません。

このように銀行も生保会社も、規模拡大を目的とした海外展開には意味がありますが、事業リスクの分散には損保ほどのメリットは享受できないと考えます。

（投資対象としての損保ビジネスの魅力④：世界的にみても珍しい競争優位性がある）

次に、なぜ日本の損保会社がグローバルのなかで稀有なポジションにあるのかについて説明します。2022年6月の月次報告書で説明したように、日本の損保業界がもつ競争優位性として、

- 1) 寡占状態にある国内市場で生み出される高い収益性と潤沢な利益
- 2) 未だ多額な含み益を持つ政策保有株の存在

の2点が挙げられます。

前者については、1990年代の金融ビッグバン以降の保険自由化によって再編が進み、今日の国内損保業界は東京海上ホールディングス、MS&ADインシュアランスグループホールディングス、SOMPOホールディングスの3グループにほぼ集約され、この3社の市場シェアは合計で9割ほどを占めています。世界の主要地域において、これほど寡占化が進んでいる損保業界はありません。例えば米国では2020年時点で自動車保険だけで50社以上存在し、最大手のState Farm社でも16%の市場シェアしかありません。このため競争環境も激しいと言われています。

後者については、1960年代に企業向け保険ビジネスにおける顧客関係構築・維持を目的に購入された政策保有株は、2023年3月末時点で各社とも時価ベースでおよそ1.2～2.4兆円程あります。今日において、政策保有株は非効率な金融資産としてみなされていることから、各社において毎年数百～数千億円程度売却され資金化しており、それが戦略的に活用されています。海外損保業界ではこのような豊富な含み資産を持つ事例はみられません。

（投資対象としての損保ビジネスの魅力⑤：模範的なキャピタルアロケーションを実践している）

当ファンドではメガ損保グループ3社とも、お手本となるようなキャピタルアロケーションを実践しているという意味で、経営陣は優れていると考えます。即ち、各社とも国内の潤沢な利益と政策保有株の売却資金を、株主価値の増大のため様々な方法で活用しているということです。

その一つが海外M&Aです。例えば東京海上ホールディングスは過去20年近くにわたって、海外保険事業を拡大してきたという経緯があります。特に2008年以降、企業買収を積極化しており、2023年3月期実績では利益構成割合の42%が海外事業によってもたらされています。

（次ページへ）

■当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。■当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問合せは販売会社まで。



スパークス・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート（基準日：2023年8月31日現在）

良いM&A候補が見つからない場合、株主還元を積極的に行っています。株価が割安な状況下で行われる持続的な自社株買いや増配は株主にとって重要と考えます。自社株買いでは株価が割安であるほど多くの株を買い入れることができ、結果として株主に帰属する一株当たり利益が多くなります。とりわけMS&ADインシュアランスグループホールディングスとSOMPOホールディングスの場合は、株価が純資産価値1倍を割れている、いわゆる「PBR（株価純資産倍率）1倍割れ銘柄」なので、自社株買いをすればするほど一株当たり純資産額が増えていきます。つまり、株価水準が変わらなければ、割安感がどんどん強まっていくことを意味します。また別の観点からみると、経営陣は株主還元を通じて不要な株主資本の増加を抑え、ROE（株主資本利益率）を高めることができる立場にあるとも言えます。

（株価のバリュエーション）

最後に損保各社の株価バリュエーションについてコメントします。

東京海上ホールディングスの2023年度通期予想は修正純利益6,700億円、修正純資産は同39,260億円となっており、目下計画通りに進捗しています。日本の損保会社が使っている修正純利益とは、異常危険準備金、価格変動準備金などを足し戻した利益数値であり、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、IFRS）採用の海外損保会社と比較するうえで妥当な利益概念です。これを前提とすると、現在の株価バリュエーションは今期予想PER約12倍、PBR約1.6倍、予想配当利回り約3.7%です。同社は過去10年でChubb社（スイス）、Allianz社（ドイツ）、AXA社（フランス）などを凌ぐ成長を遂げており、修正ROEは17%に近づこうとしています。利益規模と収益性でグローバルトップクラスの損害保険会社になる可能性を秘めていることを鑑みれば、魅力的といえるのではないのでしょうか。

MS&ADインシュアランスグループホールディングスとSOMPOホールディングスはともに「PBR 1 倍割れ」銘柄ですが、両社とも過去7年の株価の伸びが、一株当たり修正純利益の伸びを下回っており、十分に評価されているとは言えないと考えています。例えば、MS&ADインシュアランスグループホールディングスの2017年3月期実績から2024年3月期会社計画までの一株当たり修正純利益の累計成長率は約82%増加していますが、株価は同期間で約44%しか上昇していません。SOMPOホールディングスは、同期間の一株当たり修正純利益が81%増加しているのに対して同株価は約52%の上昇に留まっています*。予想PERはMS&ADインシュアランスホールディングスで9.5倍、SOMPOホールディングスで9.2倍と東証平均を大きく下回り、かつ予想配当利回りは両社とも4~5%程度と同平均を大幅に上回っており、割安感が際立っていると当ファンドでは考えます。

3社とも業績拡大に伴う株価上昇（持続可能な年平均利益成長率5~7%）に加え、自社株買いによる一株当たり利益増効果（年平均1~2%）と、配当利回り（年平均4~5%）を合計すれば、株主の期待リターンが10%以上となる計算になると当ファンドでは考えており、投資対象として魅力的です。

また割安なPER水準の切り上がりにも期待が持てます。とりわけ今年4月にウォーレン・バフェット氏が来日し、彼の投資先である総合商社株に対してポジティブな見方を披露したことをきっかけに同セクターのバリュエーションが軒並み上昇したことは記憶に新しいです。このようなPER拡大の可能性があることも損保会社に投資する楽しみのひとつであると当ファンドでは考えます。

* MS&ADインシュアランスホールディングス、SOMPOホールディングスともに2017年3月期決算説明資料もしくは統合レポート掲載の修正純利益と発行済株数を使用。2024年3月期修正純利益は会社予想、発行済株数は2023年3月末現在で自己株を除いたものを使用。株価は2017年3月末の株価と2023年8月末現在の株価を使用

■当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。■当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問合せは販売会社まで。



スパークス・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート（基準日：2023年8月31日現在）

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてスパークス・オールキャップ・ベスト・ピック・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

1 わが国の金融商品取引所に上場している株式の中から、『魅力的』と判断した銘柄に投資します。

『魅力的』な銘柄とは、高い技術力やブランド力があり、今後グローバルでの活躍が期待出来、成長していく日本企業（新・国際優良企業）をいいます。

2 ベンチマークや業種にとらわれず、『厳選』した少数の投資銘柄群に集中的に投資を行うことを基本とします。

※ 当ファンドは、ベンチマーク等を意識せず、弊社独自の調査活動を通じて厳選した少数の投資銘柄群に絞って集中投資することとしているため、個別銘柄への投資において、当ファンドの純資産総額に対して実質的に10%を超えて集中投資することが想定されています。そのため、集中投資を行った投資銘柄において経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

3 原則として短期的な売買は行わず、長期保有することを基本とします。

お申込の際には投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。■当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問合せは販売会社まで。



スパークス・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート（基準日：2023年8月31日現在）

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資等を通じて、国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

集中投資のリスク

当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

信用リスク

- ・ 組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。
- ・ 当ファンドは、ベンチマーク等を意識せず、弊社独自の調査活動を通じて厳選した少数の投資銘柄群に絞り込んで集中投資することとしているため、個別銘柄への投資において、当ファンドの純資産総額に対して実質的に10%を超えて集中投資することが想定されています。そのため、集中投資を行った投資銘柄において経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

その他の留意事項

● システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

※ 基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

お申込の際には投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ 当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■ 当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■ 投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■ 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。■ 当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■ 当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。■ 当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■ 当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。■ 当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問合せは販売会社まで。



スパークス・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート（基準日：2023年8月31日現在）

投資リスク（続き）

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。
収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込の際には投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。■当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問合せは販売会社まで。



スパークス・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート（基準日：2023年8月31日現在）

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1円以上1円単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
購入の申込者の制限	確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいてファンドの購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2020年5月28日設定）
繰上償還	受益権口数が20億口を下回った場合等には、償還となる場合があります。
決算日	毎年5月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合等は、分配を行わないこともあります。 ※ 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公告	原則として電子公告の方法により行い、ホームページ【 https://www.sparx.co.jp/ 】に掲載します。
運用報告書	ファンドの毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、原則として販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 原則として配当控除の適用が可能です。 確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用となります。 税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

お申込の際には投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。■当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問合せは販売会社まで。



スパークス・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート（基準日：2023年8月31日現在）

手続・手数料等（続き）

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して 年率1.078%（税抜0.98%） を乗じて得た額とします。 運用管理費用（信託報酬）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
信託報酬の配分	支払先	内訳（税抜）	主な役務
	委託会社	年率0.70%	ファンドの運用、開示書類等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率0.03%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
監査費用 印刷費用	監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ※ 監査費用：ファンドの監査人に対する報酬および費用 印刷費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用		
その他の費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 ※ 組入有価証券の売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息		

※ 当該手数料等の合計額については、ファンドの購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

お申込の際には投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。■当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問合せは販売会社まで。



スパークス・厳選投資ファンド (確定拠出年金向け)

お客様向け資料

特化型

マンスリーレポート（基準日：2023年8月31日現在）

ファンドの関係法人について

● 委託会社 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第346号

（加入協会）一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。

● 受託会社 三井住友信託銀行株式会社

委託会社の指図に基づく信託財産の管理等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託を行います。

● 販売会社 下記一覧参照

ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

販売会社	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○
岡三証券株式会社※	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○

※ 岡三証券株式会社は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しています。

お問い合わせ先

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

ホームページ <https://www.sparx.co.jp/>

電話番号 03-6711-9170（受付時間：営業日9：00～17：00）

お申込の際には投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。■当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。■投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。■投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。■当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。■当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。■当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。■当ファンドに関する投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お問い合わせは販売会社まで。